三　加重枝縄

イ　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上六十グラム未満の錘を取り付けること。

ロ　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上九十八グラム未満の錘を取り付けること。

ハ　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。

四　青色染色いか餌　食品衛生法施行規則別表第一に掲げる食用青色一号で染色をすること。

五　残さ排出管理

イ　投縄中に残さ排出を行わないこと。

ロ　揚縄中に残さを排出せざるを得ない場合は、揚縄を行う反対側の舷側から行うこと。

六　投縄装置

イ　水中投縄機は、できるだけ水面に近づけて設置すること。

ロ　幹縄は、船速より早く送り出すこと。

ハ　枝縄の沈降速度を早めるため、幹縄は、たるんだ状態で送り出すこと。

五　大西洋の海域のうち、南緯二十度以南、南緯二十五度以北の海域

1　吹流し装置を使用しなければならない。

2　前項の漁具については、次に掲げる方法により使用しなければならない。

一　水面上にある吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。

二　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三又サルカンで取り付けること。

三　おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は五メートルから七メートルまでとすること。

四　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。

五　予備の吹流し装置を保持すること。

六　大西洋の海域のうち南緯二十五度以南の海域

1　次に掲げる漁具のうち、少なくとも二以上の種類の漁具を使用しなければならない。

一　夜間投縄

二　吹流し装置

三　加重枝縄

2　前項に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。

一　夜間投縄

イ　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。

ロ　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。

二　吹流し装置

イ　水面上にある吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。

ロ　水面上にある吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。

ハ　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三又サルカンで取り付けること。この場合、おどしの長さは、可能な限り水面近くに到達するものとすること。

ニ　おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は五メートル以内とすること。

ホ　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。

ヘ　予備の吹流し装置を保持すること。

三　加重枝縄

イ　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上六十グラム未満の錘を取り付けること。

ロ　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上九十八グラム未満の錘を取り付けること。

ハ　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。

○経済産業省告示第百六十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十九日付けで次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番5号
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	